

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 秋吉 裕之

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 等：使用済車両売払い（業務車1号ほか）
- (2) 規格・数量：別紙内訳書のとおり
- (3) 代金納付時期：法律主管部署（使用済自動車の法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号）第57条第1項）の許可を受けた証明書を受理した日から5日以内とするも特別な理由がある場合、事前調整による。
- (4) 搬 出 時 期：仕様書4.1 に示す提出書類の提出が完了した後とするも、官側との調整による。
- (5) 履 行 期 限：令和8年6月30日（火）
- (6) 搬 出 場 所：陸上自衛隊北熊本駐屯地
- (7) 解体・破砕場所：契約相手方指定場所
- (8) 自動車等番号、車台番号及びリサイクル券番号等：付紙のとおり

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」C等級以上の格付を有し、「九州・沖縄地域」に競争参加資格を有する者。なお自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。また契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の再委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に規定する「引取業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び「破砕業の許可」のすべてを満たす者。又は「引取業者の登録」を満たし、他の3業種を他業者に再委託する場合は、入札時までに再委託承認申請書及び中小受託事業者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官等の承認を受けた者。
- (8) 中小受託事業者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。

3 契約条項等を示す場所

- (1) 契約条項並びに「入札及び契約心得」掲示場所
陸上自衛隊北熊本駐屯地 、西部方面隊ホームページ
(ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>)
- (2) 公告掲示場所
陸上自衛隊北熊本駐屯地 、西部方面隊ホームページ

4 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし必ず事前に現場確認を実施するものとし、令和8年4月20日～同年4月24日、令和8年5月7日～同年5月8日の間（8時30分から17時00分）、希望日の2日前までに担当者（15項に示す者）に連絡することとし、個別に対応することとする。

5 競争入札の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊北熊本駐屯地 第392会計隊 入札室
- (2) 日 時：令和8年5月12日（火）10時30分

6 落札決定方法

総額が、当隊所定の予定価格を超えた最高額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上の場合はくじ引きにより落札者を決定する。総額が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札の時期は別途連絡する。

7 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免 除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免 除
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札。
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。
- (3) 電話・電報・FAXによる入札。
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合。
- (6) 現場確認を行っていない者が行った入札。
- (7) 中小受託事業者に委託する場合で、再委託承認申請書を承認されていない者が行った入札。

9 契約書等の作成

- (1) 特に示された場合を除き、落札者は落札決定後遅滞なく「駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項及び特約条項
「不用物品売払契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「売払い物品の解体に関する特約条項」
(第1条の表中、「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破碎の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」として使用する。)

10 損害賠償請求等

- (1) 車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するものとする。
- (2) 解体証明書及び破碎証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するものとする。
- (3) 契約違反が認められた場合は、指名停止措置の上申をとり、厳正に対処する。

11 入札書に関する事項

- (1) 日付については、入札日を記入すること。
- (2) 入札等参加者心得を確認した上で「(当社、私、当団体)は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。記載がない場合は、競争参加者等として認めない。
- (3) 入札書は消費税抜きの金額を記入すること。

12 事前提出書類

- (1) 提出期限
令和8年5月7日（木）12時00分

(2) 提出書類

- ア 資格審査決定通知書（写）。
- イ 引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業の4つの業種資格すべて証明できる書類（写）。
- ウ 引取業の資格を有し、他の3業種を他業者に再委託させる者は、引取業を証明できる書類（写）、中小受託事業者の3業種（フロン類回収、解体及び破砕）の資格を証明できる書類（写）及び再委託承認申請書を提出。
- エ 作業工程表及び細部実施要領書の案。
- オ その他、官側が必要に応じて提出を依頼する書類。

13 その他

- (1) 入札を代表者以外の方に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 郵便により入札に参加する場合は、送付用封筒に必ず「(入札日時及び入札件名 入札書在中)」の記載をし、令和8年5月11日（火）17時00分までに必着するように「書留」で郵送すること。この際、送達した旨の連絡を担当者へ行うこと。
- (3) 市価調査回答書（下見積書）を令和8年5月8日（金）12時00分までに提出すること。
- (4) 入札日当日（郵便入札があった場合）に不調となり再度入札を行う場合は、別示とする。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。
- (5) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要である。
- (6) 所有権移転の時期は仕様書4.1に示す提出書類の提出が完了した時期とする。
- (7) 再委託承認申請書に中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等により再委託承認申請の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により確認を実施する。確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。電話等による確認期間は、再委託承認申請から、令和8年5月11日（月）12時00分までとする。
- (8) 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- (9) 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして落札者としめない可能性があります。

14 入札及び契約に関する問い合わせ先

〒861-8529

熊本市北区八景水谷2丁目17番地1号

陸上自衛隊北熊本駐屯地第392会計隊契約班 担当：楠元

TEL 096-343-3141（内線3182） FAX 096-344-8807

15 仕様書及び現物確認に関する問い合わせ先

陸上自衛隊北熊本駐屯地業務隊補給科補給班 担当：牟田

TEL 096-343-3141（内線3378）

内 訳 書

番号	品 名	規 格	単 位	数 量	引渡場所	保管場所
使用済車両売払い（業務車1号ほか）						
（ 内 訳 ）						
1	鉄屑	鋳物	kg	923.70	北熊本駐屯地	廃車置場
2	〃	H 2	〃	2,959.40	〃	〃
3	〃	H 3	〃	3,005.80	〃	〃
4	〃	H 4	〃	5,855.70	〃	〃
5	銅屑	銅下	〃	24.20	〃	〃
6	アルミ屑		〃	209.70	〃	〃
7	鉛屑		〃	57.80	〃	〃
8	ガラス		〃	443.00	〃	〃
9	ゴム		〃	407.50	〃	〃
10	未価値品		〃	717.50	〃	〃
		以下余白				
合 計				14,604.30		

廃車売払一覧表 令和8年度 第1回

No	自動車番号	品名・形式・形状	車台番号	リサイクル券番号
1	030660	業務車1号 ニッサンDBA-JY12	JY12-029167	0504 - 0049 - 1168
2	032519	業務車2号 ホンダDBE-GJ3	GJ3-1101432	0904 - 0036 - 2811
3	032523	業務車2号 ホンダDBE-GJ3	GJ3-1101445	0904 - 0036 - 2822
4	032524	業務車2号 ホンダDBE-GJ3	GJ3-1101446	0904 - 0036 - 2835
5	032525	業務車2号 ホンダDBE-GJ3	GJ3-1101447	0904 - 0036 - 2840
6	032526	業務車2号 ホンダDBE-GJ3	GJ3-1101448	0904 - 0036 - 2859
7	032701	業務車2号 ホンダDBE-GJ3	GJ3-1103883	0904 - 0036 - 3740
8	033539	業務車2号 ニッサンDBA-Y12	Y12-112856	0504 - 0049 - 2983
9	033548	業務車2号 ニッサンDBA-Y12	Y12-112276	0504 - 0049 - 2994
10	033551	業務車2号 ニッサンDBA-Y12	Y12-112279	0504 - 0049 - 3001
11	033552	業務車2号 ニッサンDBA-Y12	Y12-112283	0504 - 0049 - 3018
12	030282	業務車1号 三菱LA-CS5W	CS5W-1500377	1104 - 0042 - 1018

	廃車売払車両内訳	数 量
1	業務車1号 ニッサンDBA-JY12	1
2	業務車2号 ホンダDBE-GJ3	6
3	業務車2号 ニッサンDBA-Y12	4
4	業務車1号 三菱LA-CS5W	1
	車 両 総 数 合 計	12

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
使用済自動車（被けん引車，二輪， 大型特殊等）の売払い	G V - Z 0 0 1 0 1 6	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 8 年 3 月 5 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において実施する使用済自動車（被けん引車，二輪，大型特殊等）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，自動車リサイクル法という。）第 7 3 条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3

引取り

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4

解体・粉砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

売払い車両

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 7 号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成 1 4 年政令第 3 8 9 号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44. 10. 1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に示す4つの業種の資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3つの業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し、承認を受ける。
- b) 契約の相手方は、過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に基づき、売払い車両の引取り、引渡し及び解体・破砕を実施するほか、必要な機材、作業車などは、契約の相手方が用意する。
- d) 売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、官側から売払い車両の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。
なお、売払い車両の所有権は、4.1の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 契約の相手方は、2.1 a)によって、他の業者に下請けさせる場合は、官側から引渡された売払い車両を解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。
- c) 契約の相手方は、売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い車両に添付された自動車リサイクル券について、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い車両について、外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン、ボデーなどの各種外装部品及びフレームは、微細化、圧壊又は溶解して金属材料とする以外は、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法令等に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。
- b) 契約の相手方は、下請けさせた他の業者（以下、“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	下請負承認申請書 ^{b)}	各 1	a)	入札開始前までに	都道府県知事の許可証 ^{c)} を添付
2	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図1による。
3	受領書			売払い車両の引渡し時	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の図8による。
4	解体証明書 ^{d)}			作業完了後 1 5 日以	図2による。
5	破砕証明書 ^{d)}			内	図3による。
注 ^{a)} 調達要領指定書によって指定する。					
注 ^{b)} 契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕の全てを行う場合は、除く。					
注 ^{c)} 契約の相手方は、下請負者が解体・破砕を行う場合は、当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。					
注 ^{d)} 売払い車両ごとの解体・破砕の時期、場所及び監督・検査の時期を明記する。					

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い車両の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、申請手続きのための提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1の8.3による。

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
〇〇 〇〇 殿

住 所
会社名
代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い
搬出場所：〇〇駐屯地

- 1 解体作業場所
- 2 引取り日（搬出日）
- 3 解体作業内容
- 4 破碎作業内容

図1－細部実施要領書の様式

年 月 日

解 体 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について，次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 解体実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図2－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 破碎実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 破碎実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 破碎実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破碎を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図3－破碎証明書の様式

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	売払要求番号 第 3 号			
	調 達 要 求 番 号				
	調達要求年月日	令和 8 年 4 月 3 日			
	作 成 部 課	北熊本駐屯地業務隊補給科			
	作 成 年 月	令和 8 年 4 月 3 日			
品 名	使用済車両売払い				
仕 様 書 番 号	G V - Z 0 0 1 0 1 6				
指定事項					
1 売払い					
1.1 売払い車両					
番号	品 目	型 式	単位	数量	備 考
1	業務車 1 号	ニッサン DBA-JY12	台	1	
2	業務車 2 号	ホンダ DBE-GJ3	台	6	
3	業務車 2 号	ニッサン DBA-Y12	台	4	
4	業務車 1 号	三菱 LA-CS5W	台	1	
1.2 現地（物）確認					
現地（物）確認は、公告掲載日翌日から入札前日までの間の平日 0 8 3 0 から 1 2 0 0、 1 3 0 0 から 1 7 0 0 までの間とし、現地確認予定日の 2 日前までに契約担当官へ通知する ものとする。					
1.3 代金の引渡し					
解体作業開始前の 5 日以内に納付する。納付以降、各作業を開始する。					
2 売払いに関する要求					
一般的要求					
仕様書（GV-Z001016）に定めるとおりとする。					
3 提出書類					
3.1 仕様書（GV-Z001016）表 1 に示す書類及び使用済自動車引取証明書（様式は、 図 1 による。）を提出する。					
提出先は、北熊本駐屯地業務隊補給科とする。					
3.2 関連企業確認					
契約相手方について、関連企業と同作業をする場合については、関連企業を含む名簿提出と する。提出先は、北熊本駐屯地業務隊補給科とする。					
3.3 引渡し					
車両解体作業における引渡しは、不用物品売払要求書に示す日を基準とし、申請期間を考慮 して入札日から最大 2 ヶ月以内の期間内においてその時期・場所を決定する。					
3.4 解体作業場所（解体による使用区域）					
車両解体作業を行う場所については、契約相手側及び下請け業者の敷地内とする。					
3.4.1 搬出作業時間					

平日０８３０～１７００までの間とし、１２００～１３００は作業を中断する。休日に作業を希望する際は、申請時に申し出るものとする。

3.4.2 作業開始の状態

廃車置場から解体作業場所までの移動及び解体については、契約相手側の責任により実施するものとする。

3.4.3 必要な器材の携行

契約の相手方は、当該作業に必要な器材の官側への借用要求はしないことを基本とする。

3.4.4 作業確認

写真による記録を必要とする際、当該作業状況を写真により記録する。この他、官側（監督官）が撮影による記録を必要とした場合はこれに応じるものとする。

3.4.5 廃油等

廃車置場での作業及び車両の移動、解体に伴い発生する廃油等は契約相手側が処分するものとし、一時保管場所として官側が指定する場所に保管する。この際、契約相手側は油を流出させないよう処置を万全にするとともに、油吸着マットや除去スプレー等を携行する他、流出した際の処置については契約相手側の責任とする。

3.4.6 ごみ

搬出作業で発生したごみについては、契約相手側が持ち帰るものとする。

4 品質保証

仕様書（GV-Z001016）を基本とし、当該仕様書に合致しない場合は、是正を作業により要求を満たす。

5 その他の指示

5.1 提出書類

5.1.1 仕様書（GV-Z00101）の4.1に示すとおりとし、遅滞なく届け出るものとする。

遅滞した場合については、契約相手方の補償のもと当該書類の引継ぎ行為を行う。

5.1.2 仕様書（GV-Z001013E）表1に示す書類及び使用済自動車引取証明書（様式は、図1による。）を提出する。提出先は、契約担当官とし、写しを北熊本駐屯地業務隊補給科補給班に提出する。

5.2 安全管理

契約相手方においても安全責任者を指名し、官側の安全責任者の安全に対する要求を理解・遵守し、作業に臨むものとする。安全に対する要求に従わなかった場合は、契約不履行とみなす。

5.3 売払いに関する保全

駐屯地内に関する保全のため、作業場所以外への立ち入りや写真撮影は禁止する。作業の一時中断間においても、同様とする。

5.4 調整先

a) 契約（書類関連）に関する調整

北熊本駐屯地 第392会計隊

b) 下見・日程調整・搬出（実務）に関する調整

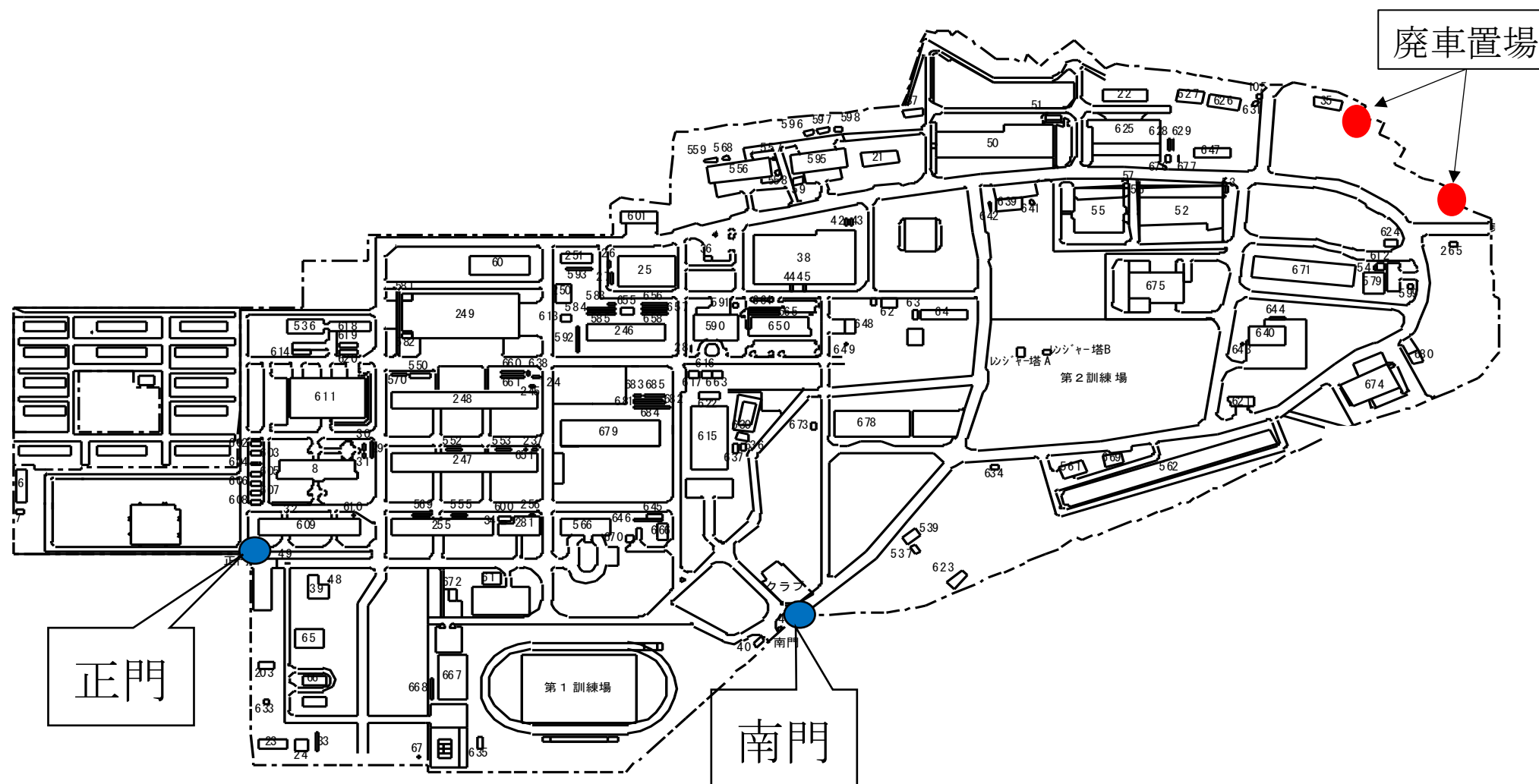
北熊本駐屯地業務隊補給科

使用済自動車引取証明書

1	使 用 部 隊 名		
2	リ サ イ ク ル 券 番 号		
3	車 台 番 号		
4	車 名 （ 車 両 番 号 ）		
5	預 託 金 額 （ 円 ）		
6	引 取 業 者	登 録 番 号	印
		氏 名	
		事 業 所 名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
7	引 取 年 月 日		

図 1－使用済自動車引取証明書の様式

北熊本駐屯地売却車両置場集積場所



入札書

令和8年5月12日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 秋吉 裕之 殿

入札金額 ¥ _____ (税抜)

「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札致します。
当社(当団体)は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。

件 名:使用済車両売払い(業務車1号ほか)

履行期限:令和8年6月30日(但し、代金納入後5日以内)

搬出場所:陸上自衛隊北熊本駐屯地

(入札者)

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

(注)押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

市価調査回答書

令和 年 月 日

件名:使用済車両売払い
(業務車1号ほか)

住 所
社 名
代表者名
担当者
連絡先

1 鉄屑等価格 (単位:円)

No	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	鉄 屑	鋳物	kg	923.70		
2	〃	H2	kg	2,959.40		
3	〃	H3	kg	3,005.80		
4	〃	H4	kg	5,855.70		
5	銅 屑	銅下	kg	24.20		
6	ア ル ミ 屑		kg	209.70		
7	鉛 屑		kg	57.80		
8	ガ ラ ス		kg	443.00		
9	ゴ ム		kg	407.50		
10	未 価 値 品		kg	717.50		
①	総重量・価格 (1～10)		kg	14,604.30		【小計】

2 各種諸経費等費用

A	解体費		式	1		△
B	輸送費		式	1		△
C	荷役費	積込・荷卸作業	式	1		△
D	未価値品処理費		式	1		△
E	諸経費		式	1		△
②	諸経費合計 (A～E)					【小計】△
差 引 額 (①－②)(小数点以下切捨)						【合計】

A 解体費内訳

No	項 目	単 位	金 額
1	解体費(切断・溶断)	1 式	
2	解体作業労務費	名 時間	

B 輸送費内訳

北熊本駐屯地 ～業者搬入場所	車 両	t車	輸送距離	km	総 重 量(kg)
	延べ台数	台	単価(1台当り)	円	14,604.30

C 荷役費内訳

北熊本駐屯地 ～業者搬入場所	積込作業	名	時間	荷卸作業	名	時間
-------------------	------	---	----	------	---	----

- 輸送費は駐屯地から業者搬入場所までの使用車両、台数、概算の距離及び金額を記入。
- 未価値品は買取できる場合のみ金額を記入。
- 消費税は含まない。

提出期限: 令和8年5月8日 12:00までにFAXにて回答お願いします。